

瀬戸市水道事業の設置等に関する条例及び瀬戸市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 8 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 4 1 号

瀬戸市水道事業の設置等に関する条例及び瀬戸市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(瀬戸市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年瀬戸市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(業務状況説明書類の提出) 第 7 条 管理者は、水道事業に関し、法第 4 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、毎事業年度 <u>1 回</u> 業務の状況を説明する書類を市長に提出しなければならない。	(業務状況説明書類の提出) 第 7 条 管理者は、水道事業に関し、法第 4 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、毎事業年度 <u>4 月 1 日から 9 月 3 0 日までの業務の状況を説明する書類を 1 1 月 3 0 日までに、1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日までの業務の状況を説明する書類を 5 月 3 1 日までに</u> 市長に提出しなければならない。
2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載する。	2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、 <u>1 1 月 3 0 日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5 月 3 1 日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要および事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</u>
(1)から(3)まで <省略>	(1)から(3)まで <省略> 3 <u>天災その他やむをえない事故により、第 1 項</u>

	<u>に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合においては、管理者は、できるだけすみやかにこれを提出しなければならない。</u>
--	---

（瀬戸市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第 2 条 瀬戸市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年瀬戸市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（業務状況説明書類の作成） 第 8 条 市長は、下水道事業に関し、法第 4 0 条の 2 第 1 項の規定により、毎事業年度 <u>1 回</u>業務の状況を説明する書類を作成しなければならない。 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載する。 (1)から(3)まで <省略>	（業務状況説明書類の作成） 第 8 条 市長は、下水道事業に関し、法第 4 0 条の 2 第 1 項の規定により、毎事業年度 <u>4 月 1 日から 9 月 3 0 日までの業務の状況を説明する書類を 1 1 月 3 0 日までに、1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日までの業務の状況を説明する書類を 5 月 3 1 日までに作成しなければならない。</u> 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、<u>1 1 月 3 0 日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5 月 3 1 日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</u> (1)から(3)まで <省略> <u>3 天災その他やむを得ない事故により、第 1 項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。</u>

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。